

(様式2)

令和4年度スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉に係るセルフチェックシート

[団体名：(公財)西条市スポーツ協会]

[記載日： 令和5年3月20日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（一般社団法人及び一般社団法人に関する法律）等を遵守し、法人の運営を行っている。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 事業運営においては、適用される関係法令、地方公共団体が定める各種条例や規則等を遵守している。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 定款（規約）に定める理事13名、監事〇2名の役員体制を整えている。 理事会、評議員会及び総会において計算類及び事業報告の承認手続きを行うとともに、監事による監査等を通じて適切な団体運営に努めている。 また、事業の必要に応じた各種専門委員会を設け、事業に精通した理事を配置することにより、組織の実情に見合った議論を行い、対応することが可能である。	

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>基本方針を定め、事業計画書に記載のうえ、理事会及び総会に諮っている (西条市スポーツ協会のホームページで公表している。策定に当たっては、専門委員会の審議だけではなく、会員からも幅広く意見を募り、理事会の決議を得ている。)</p>	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	C
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>現在、役職員に対するコンプライアンス教育や研修は実施していない。今後、コンプライアンス教育や研修を実施する。 (役職員に対し、コンプライアンス教育に関する資料を配布しているが、不十分であるため、今後は役職員を対象としたコンプライアンス研修の実施を検討するとともに、中央競技団体が実施するコンプライアンス研修会等への参加を促す。)</p>	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	C
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>現在、指導者及び競技者等に対するコンプライアンス教育や研修は実施していない。今後は、中央競技団体が実施するコンプライアンス研修会等への参加を促す。 (今後、隔年でコンプライアンスに係る研修会を開催していくことを検討する。)</p>	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>公益法人会計基準及び本協会（連盟）の定める「公益財団法人西条市スポーツ協会会計規則」に基づき、適切に会計処理を行っている。 (財務、経理に関する規程を整備するとともに、公正かつ適切な会計処理を実施するための業務手順を整備している。)</p>	

<p>(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。</p>	<p>A</p>
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 助成元における交付要綱等の規程に沿って適切に処理し、助成元の監査を受けている。 (助成元における交付要綱等を遵守しながら、適切に処理している。)</p>	
<p>(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。</p>	<p>A</p>
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 公認会計士(税理士)と連携し、予算書及び決算書の作成をし、協会で選出された2名の監事に、年1回の監査を実施している。 (定期的な監査を行うとともに、会計担当者は会計知識を習得するための講習会等に参加している。)</p>	
<p>原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</p>	
<p>(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。</p>	<p>A</p>
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 法令で定められている書類(定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表及び財産目録等)を事務局に常備し、要請に応じて閲覧できる体制を整えている。 (総会において事業報告書及び収支予算書等を報告するとともに、(公財)愛媛県スポーツ協会に当該資料を提出している。)</p>	
<p>(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。</p>	<p>A</p>
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 本協会(連盟)のホームページにおいて、上記資料を含め、役員名簿や各種事業の情報を開示している。 (ホームページは開設しており、事業の実施状況やイベントの情報等について、情報発信している。)</p>	

<p>原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</p>	
<p>自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)</p>	
<p>原則 1 から原則 1 3 について</p>	<p>A</p>
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>本協会(連盟)では、ガバナンスコード(NF 向け)の個別規定については、各原則の内容を精査確認のうえ、ガバナンスの確保が求められると判断する場合は、自己説明と公表を行う。</p>	
<p>原則 2 : 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。</p>	<p>A</p>
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p>次期役員改選(2023 年 6 月)から、理事・監事選出運営規程を策定した。 理事会については、現行の規程どおり 8 名以上 1 3 名以内で構成する。 理事就任時 70 歳未満の規程を整備した。 理事の任期は連続 4 期 8 年を上限とした。(代表理事を除く) 監事の任期は連続 2 期 8 年を上限とした。(令和 4 年 6 月施行) また、役員候補者選考委員会のメンバーのうち、外部有識者〇名以上を配置する。</p>	